

## 京都大学立看板規程について (4)

【ご意見・ご要望】(投稿日：2018年1月30日)

「京都大学立看板規程について (2)」に対するご回答によりますと、「本規程第5条の規定の必要性は、2018年1月11日に回答したとおりです」とのことですが、立看板の設置者に連絡を取る場合、立看板に書いてある連絡先を確認し、電話をかけるなり、メールを送るなり、あるいは公認団体であれば直接常時使用されている連絡方法で連絡をするなりすればよいだけです。「必要な場合に」「速やかな対応をお願いする」上で氏名の情報は必要ありません。

もしも、設置者の氏名を確認して学生本人を特定し、KULASIS あるいは KUMOI などの大学が用意した連絡手段を用いたいということであれば、学生番号で代替可能ですので、「氏名の代わりに学生番号でも可」と改正されますよう要請いたします。

【回答】(回答日：2018年3月22日)

(総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

ご指摘を踏まえ、学生番号を記載することで氏名を書いたものと扱うこともできる運用にしたいと思います。